

一宮市営墓地使用者募集案内

令和5年10月から募集内容等が変わります。主な変更点は次のとおりです。

- 年間を通してお申込みいただけます。
- 3年以内にお墓を建てるご予定があれば、生前墓もお申込み可能です。
- 隣接2募集区画を合わせて申し込むことができます（合計面積4㎡まで）。
- 現在市営墓地を使用中の方も、隣接する1募集区画まで拡張できます（拡張後面積4㎡まで）。
- 現在市営墓地を使用されている方は、使用区画の変更ができます。

詳細は以下をご覧ください。

墓地所在・募集区画数・募集区画位置

常光墓地（一宮市緑3丁目地内）	別紙『位置図①②』のとおり
奥町墓地（一宮市奥町字六丁山地内）	別紙『位置図③』のとおり
東島霊園（一宮市東島町地内）	別紙『位置図④』のとおり

※申込みのあった募集区画から受付を終了します。最新の情報は市ウェブページ（ページID：1017645）をご確認いただくか、霊園管理事務所までお問い合わせください。

墓地使用料

墓地の使用許可を受ける際に、一度だけ納付いただきます（管理費等不要）。

常光墓地	153,000 円/㎡
奥町墓地	98,000 円/㎡
東島霊園	125,000 円/㎡

※別紙『募集区画別墓地使用料』のとおり

申込資格

以下の全てに該当する方

- 申込時点において一宮市内に引き続き1年以上住民登録がある。
- 市内の墓地からの改葬ではない（市営墓地からの改葬を除く。）。
- 祭しの主宰者である。または生前墓を建立する。
- 現に市営墓地の使用許可を受けていない（市営墓地からの改葬または隣接募集区画を申し込む場合を除く。）。
- 使用許可を受けた日から3年以内に、墓地として使用を開始（墓石等を設置）できる。

申込方法

直接（窓口）、郵送またはインターネットでのお申込みになります。メール・FAXによるお申込みはできません。

常光墓地・奥町墓地・東島霊園のいずれかから1募集区画または隣接する2募集区画（合計面積4㎡まで）を選定し、お申込みください。

直接または郵送での申込方法

別紙『一宮市営墓地使用者募集申込書』に必要事項を記入して、一宮市霊園管理事務所までご提出ください。なお、直接お申込みされる場合は来所される方の本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）をお持ちください。郵送の場合は本人確認書類のコピーもあわせてお送りください。

※ 代理の方が直接（窓口）申し込む場合は委任状が必要です。

インターネットでの申込方法

スマートフォン等でお申込みされる場合は、以下のURLを入力、またはQRコードを読み取りの上、必要事項を入力してください。なお、一宮市のウェブサイトからお申込みすることもできます（ページID：1017645）。お申込みの注意事項は下記のとおりです。

<https://logoform.jp/form/Z3LR/359607>

【インターネット申込みの手順】

- ① Q1 申込者の情報を入力してください。

申込み完了時に登録されたメールアドレスへ受付完了メールが届きます。

また、申込みについてお聞きしたいことがある場合はご連絡いたしますので、電話番号とメールアドレスは必ずお間違えないように入力してください。

- ② Q2 申込資格をご確認ください。1つでも該当しない場合は申込みいただけません。
- ③ その他、必要事項を入力し(Q3～Q12)、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）を撮影し写真を添付（Q13～Q14）してください。
- ④ 申請ボタンを押し、受付完了です。



申込受付

令和5年10月1日～（通年募集）

【直接お申込みされる場合】

午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

【郵送・インターネットでお申込みされる場合】

24時間、土曜日・日曜日・祝日・年末年始もお申込み可能

※インターネットでの申込みは10月1日午前9時に開始します。

※郵送の場合は下記申込場所宛お送りください。窓口で受領した日を申込日とします。

使用者・使用場所の決定方法

先着順で使用者・使用場所を決定します。郵送による申込みの場合は、霊園管理事務所で受領した日を申込日とします。

同日に同募集区画に複数の申込みがあった場合は公開抽選で使用者を決定します。

公開抽選日時・場所

抽選を行う場合は、日時・場所を該当申込者に通知します。

※ 観覧は自由です。

※ 当選番号は、市ウェブサイト（ページ ID：1017645）及び環境センター北館 1 階に掲出します。

※ 抽選結果は、メールまたは郵送により申込者に通知します。

※ 当選後の詳しい手続き等については、当選の通知にてお知らせします。

墓地使用許可

『一宮市営墓地使用許可証』の発行を以て墓地の使用を許可します。『一宮市営墓地使用許可証』は、使用料の納付を確認してから発行します。

注意事項

- 1 世帯につき隣接する 2 募集区画（合計 4 m²以下）を上限とします。現在市営墓地を使用しており、隣接募集区画を申し込む場合は 1 募集区画のみ（現在使用している区画との合計が 4 m²以下）とします。
- 必ず現地を確認した上で申し込んでください。
- 許可を受けた使用場所は、祭りの主宰者のほかは承継できません。
- 使用許可を受けた日から 3 年を経過しても墓地としての使用が開始されない場合は、使用場所を返還していただきます。この場合、墓地使用料は還付されません。
- 使用許可を受けた日から 2 年以内かつ未使用で使用場所を返還された場合は、納付された墓地使用料の半額を還付します。
- 遺骨を埋蔵する前に、霊園管理事務所に死体埋火葬許可証、改葬許可証、分骨証明書または火葬証明書を提出していただく必要があります。
- 墓地で出たごみ（花・お供え物等）は、持ち帰るか、所定のごみ置場・ごみ箱までお持ちください。ビン・缶などのお供え物や手桶、骨壺は必ずお持ち帰りください。
- 使用場所は墓地使用者による清掃等、適正な維持・管理をお願いします。

申込場所・お問い合わせ先

〒491-0201

一宮市奥町字六丁山 52 番地 一宮市環境センター北館

一宮市霊園管理事務所 電話：0586-45-9953